

# 千葉県学校教育情報化推進計画

(素案)

令和 年 月

千葉県教育委員会



はじめに

## I C T活用を通して千葉の子供・教員・学校の可能性を引き出す取組

### ～千葉県学校教育 DX の実現に向けて～

G I G Aスクール構想の推進により、全国の学校で高速大容量のネットワーク環境及び義務教育段階における1人1台端末の環境が概ね整備されるなど、学校教育の情報化が飛躍的に進み、国の「学校教育情報化推進計画」が策定された。

また、新型コロナウイルス感染症対策の取組としてオンライン授業の実施、学習教材のオンデマンド配信等、インターネットやクラウドコンピューティングを活用した学習が日頃から行われるようになった。

本県においても、令和2年2月に策定した「第3期千葉県教育振興基本計画」に基づき、「学校における教員の児童生徒のI C T活用を指導する能力100%」を目標に、各施策を通して学校教育の情報化に向けて取り組んでいるところである。また、令和5年3月には、本県のDXのビジョン及びその実現に向けた施策を取りまとめた「千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略」が策定された。

既に小・中学校では、1人1台端末を活用した授業改善が進んでいるが、県立高等学校においても、家庭におけるスマートフォン、パソコン等の普及状況を鑑み、令和4年度からB Y O D端末（保護者負担による生徒持ち込み端末）を活用した学習が開始されている。各教科の学習におけるコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報機器の活用状況や教員の情報活用指導力には差があることが各種調査から明らかになっている。

本計画はこれらの課題を鑑み、令和9年度までの5年間に達成すべき県内各学校の教育D Xの実現に向けた施策について策定したものである。各学校においては、本計画に基づき、各教科の特質に応じて適切な学習場面で情報活用能力（情報モラル含む）の育成を図り、主体的・対話的で深い学びへとつなげていくことが必要である。

千葉県教育委員会では、Society5.0時代に生きる子供たちが様々な変化に向き合い、他者と協働して課題を解決していくなど、様々な困難にも主体的に関わり、人生をよりよいものにしていくことができるようにするため、各市町村教育委員会や関係機関と連携し、I C Tの利点を最大限に生かした教育活動を推進するとともに、I C T活用を通じた、千葉の「子供」「教員」「学校」の可能性を引き出すことを目指す。

令和5年3月  
千葉県教育委員会

<b>第1章 総論</b> .....	3
1 策定の趣旨.....	3
2 目指す姿.....	4
3 計画の位置付け.....	5
4 計画期間.....	5
5 本県の学校教育の情報化の現状と課題.....	5
(1) 児童生徒の資質・能力.....	6
(2) 教職員の指導力.....	11
(3) 学校における働き方改革と組織・体制.....	14
(4) ICTの環境整備.....	18
6 学校教育の情報化に関する基本的な方針.....	21
(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成.....	21
(2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保.....	26
(3) ICT推進体制の整備と校務の改善.....	29
(4) ICTを活用するための環境の整備.....	32
7 学校教育の情報化に関する目標.....	34
(1) 子供「学習意欲の向上」.....	34
(2) 教員「指導力の向上」.....	34
(3) 学校「校務の効率化」.....	35
8 基本的な方針を実現するために留意すべき視点.....	36
<b>第2章 各論</b> .....	37
1 基本的な方針を実現するための方向性.....	37
(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成.....	40
(2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保.....	51
(3) ICT推進体制の整備と校務の改善.....	55
(4) ICTを活用するための環境の整備.....	61
2 計画の推進.....	63

# 第1章 総論

## 1 策定の趣旨

令和元年6月「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号、以下「法」という。）が成立し、公布、施行された。本計画は、法第9条において努力義務とされている各自治体の学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものである。

本県では、令和2年度から順次実施された学習指導要領において示された新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実を着実に進めるため、これからの学びの基盤的なツールとなるICTを最大限活用しながら、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ってきた。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国は令和5年度までとしていた児童生徒1人1台端末や、家庭でも繋がる通信環境の整備等の整備スケジュールを、令和2年度中に前倒しして、「GIGAスクール構想」としてハード・ソフト・人材を一体とした整備を進めてきており、緊急時においても、ICTの活用により子供たちの学びを保障できる環境が県を含む全国で整備が進んできている。

教科等の指導におけるICT活用の特性・強み<sup>1</sup>は、

- ① 多様で大量の情報を収集、整理・分析、まとめ、表現することなどができ、カスタマイズが容易であること
- ② 時間や空間を問わずに、音声・画像・データを蓄積・送受信でき、時間的・空間的制約を超えること
- ③ 距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやり取りができるという、双方向性を有すること

などの3点に整理されている。

---

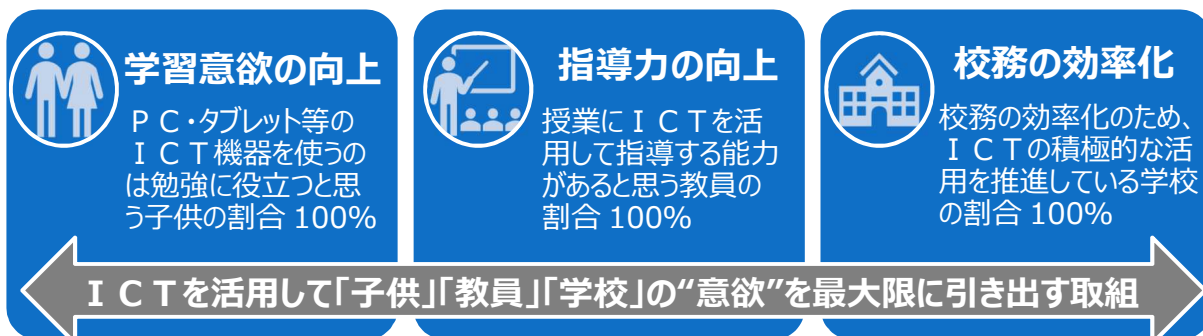
<sup>1</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1369482.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1369482.htm)

さらに、ICTの活用は、教科指導だけでなく教職員の校務や保護者負担の軽減を図ることにもつながる。

以上のことから、本県における学校教育の情報化の方向性については、これまでの教育実践の蓄積とICTのベストミックスを図り、今まで以上に児童生徒・教員の力を最大限に引き出していく必要があり、本計画ではそのための基本的な方針、目標、基本的な方針を実現するための施策等について取りまとめた。

## 2 目指す姿

本計画のもと、全ての児童たちの可能性を最大限に引き出すために、子供・教員・学校の目指す姿を明らかとし学校における教育の情報化推進に向けて各施策等に取り組むこととする。



### 目指す姿の具体

#### ◎ 児童生徒の学習意欲の向上

一斉授業からの脱却を図り、ICTを活用した子供が主役の授業づくりを全ての学校で実施します。またICTを活用して「個別最適な学び」と「協働的な学び」を進め、全ての児童たちが「わかる」「できる」「楽しい」と思える授業を推進します。

#### ◎ 教員の指導力の向上

全ての教員は、ICTの特性や効果を理解し、授業等においてICTを適切に活用するための知識や技能を身に付けます。また、児童生徒の情報活用能力を育成するための実践的指導力を身に付けます。

#### ◎ 学校における校務の効率化

これまでアナログで処理してきた業務の中から、デジタルで処理できる全ての業務のデジタル化を進め、校務の軽減を図り、子供と向き合う時間の確保、教員のワーク・ライフ・バランスを推進します。

### 3 計画の位置付け

---

本計画は、「第3期千葉県教育振興基本計画」及び「千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略」に基づき、本県の学校教育情報化に関する具体的な取組等を示すものである。

### 4 計画期間

---

本計画は、令和5年度から令和9年度までの今後5年間に取り組むべき施策の方向性について示すものである。ただし、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、令和7年度末を目途に見直しを行うものとする。

### 5 本県の学校教育の情報化の現状と課題

---

超スマート社会（Society5.0<sup>2</sup>）の到来や予期せぬ新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化を含む社会の変化が加速している。このよう社会状況の中で、子供たちは、課題解決型学習により、身近な事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が、協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層求められている。

こうした新たな教育の創造と充実に向け、本県でも、各学校で高速大容量のネットワーク及び1人1台端末の環境整備が進んだ。また、オンライン授業の実施、学習教材のオンデマンド配信等、インターネットやクラウドコンピューティングを活用した学習が日常的に行われるようになった。

しかしながら、県立高校におけるBYODによる1人1台環境整備が進んでいないこと、自治体、学校間のICT利活用状況や教員の指導力に差があることなど、課題も顕在化している。また、ICTの活用にあたっては、紙の教材をデジタルに置き換えただけの授業実践も多く、各種調査の結果から子供の学びの変革につながっていないとの課題もある。

さらに、校務のデジタル化も進んでおらず、教員がデジタルの恩恵を受けていない面も見られる。

---

<sup>2</sup> [https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/index.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html)

## (1) 児童生徒の資質・能力

本県の子供の学力は、各種調査の結果概ね全国平均と同等であり、ICT機器の活用状況もほぼ全国平均と同等で、ICT端末を新たな学びのツールとして日常的に活用する状況に至っていない。また、地域間、学校間、教員間における授業での活用の差があることがわかった。

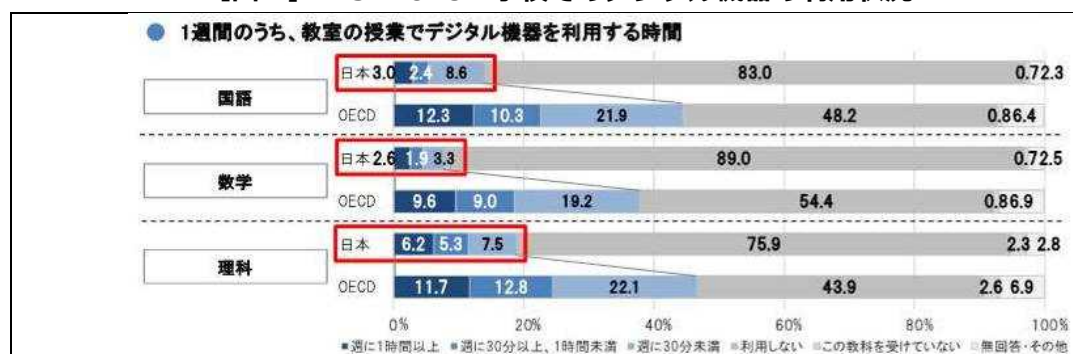
また、不登校、病気療養、障害、日本語指導を要すること等により特別支援が必要な子供であっても、デジタルの強みを最大限に活用し、誰もが「いつでも」「どこからでも」「自分らしく」学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出される教育が求められている。

併せて、ICTの活用が日常的になるにしたがって、インターネットトラブルに巻き込まれたり、健康を害したりする例もあることから、情報モラルなどの必要な知識を習得させる必要がある。

### ア PISA2018

PISA2018 質問調査の結果では、「生徒のICTの活用状況については、日本は、学校の授業での利用時間が短い。また、学校外では多様な用途で利用しているものの、チャットやゲームに偏っている傾向がある。」という結果が公表された（【図1】参照）。

【図1】PISA2018 学校でのデジタル機器の利用状況<sup>3</sup>



当該調査は、高校第1学年の生徒を対象に実施した調査である。また、OECD加盟国に対する日本の位置などの結果を示しているため、全体の傾向を把握するための調査として活用する。

<sup>3</sup><https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/index.html>



授業での利用が少ないとの調査結果となった背景として、2018年(平成30年)は1人1台端末が整備される前であったことや、高校においてもBYODを活用した授業が取り入れられていないということが考えられる。

また、スマートフォンの普及とともに、SNSが普及し、コミュニケーションが多様化したことや、スマートフォン用ゲームアプリの流行などにより、教室以外での活用が高い結果になった。

今後、各学校において、さらに、ICT活用が進むことが求められる。

## イ 情報活用能力調査

当該調査は、児童生徒の情報活用能力の現状を把握することや、情報活用能力育成に向けた施策の展開、学習指導の改善、教育課程の検討のための基礎資料を得ることを目的に、全国の学校を無作為に抽出し、平成25年度に小・中学校を、平成27年度に高等学校を対象に文部科学省が調査を実施したものである。

また、令和3年度には、小・中・義務・高等・中等・高等専門学校を対象に同様に調査を実施した。なお、当該調査はC B Tによる調査方法を取り入れていて、タイピングスキル等の基本的な操作や複数の情報を読み取り、適切に表現するなどの問題が出題された。

平成25年度調査及び平成27年度調査結果は、以下【表1】のとおりである。

【表1】物理キーボードを用いた1分あたりの文字入力数

小学校(第5学年)	中学校(第2学年)	高等学校(第2学年)
5.9文字	15.6文字	24.7文字

※( )内は調査対象学年

### 各観点における主な課題<sup>4</sup>

#### 情報活用の実践力

- ・整理された情報を読み取ったり、整理・解釈したりすることはできるが、複数の情報がある多階層のウェブページから目的に応じて特定の情報を見つけ出し、関連付けることに課題がある。
- ・複数の統計情報を、条件に合わせて整理し、それらを根拠として意見を表現することに課題がある。

<sup>4</sup>平成29・30年告示前に調査を実施しているため観点は3観点8要素によるもの

#### 情報の科学的理解 情報社会に参画する態度

- ・ 自動制御に関する情報処理の手順を考え、アルゴリズムを用いて表現することに課題がある。
- ・ 基本的な情報モラルは理解しているが、情報の発信・伝達の際に他者の権利（肖像権や著作権）を踏まえて適切に対処することや、不正請求のメールやサイト等の対処に課題がある。

#### 生徒質問調査から見える傾向

- ・ 調査や問題点を解決しようとする場合に、「関連付け」、「取捨選択」、「優先順位付け」、「振り返り」といったメタ認知的方略を取る生徒ほど得点が高い。

当該調査は、全国の児童生徒の情報活用能力の結果を測定・公表したため、調査に参加した各自治体、各学校の結果は示されていない。

1分間あたりのタイピングを測定した結果では、小学校で5.9文字の入力に留まっており、学習で端末を円滑に活用するためには、ある程度のキーボードスキルが必要になると考える。しかし、キーボードスキルのみを向上させるだけで情報活用能力の育成ではなく、情報に係る「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力人間性等」をバランスよく育成することが求められる。

### ウ 全国学力・学習状況調査（小・中学校）

当該調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的としている。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、文部科学省が毎年実施している。

また、当該調査は、平成30年度から学校質問紙調査において、ICT機器を活用した授業の実施状況を、平成31年度からは児童生徒質問紙調査においても、ICT機器の活用状況を調査している。

本県の結果と全国平均は、以下【表2・3】のとおりである。

**【表2】 児童生徒質問紙調査**

年 度 <sup>5</sup>	前年度までに、受けた授業で、コンピュータ（P C、タブレット）などの I C T 機器をどの程度使用しましたか。
平成 30 年度調査	質問なし
平成 31 年度調査/令和元年度	「ほぼ毎日」小 6.7 (10.4) 中 5.1 (7.0)
令和 3 年度調査	「ほぼ毎日」小 8.4 (11.2) 中 5.2 (7.4)
令和 4 年度調査	「ほぼ毎日」小 21.0 (26.7) 中 14.5 (21.6)

**【表3】 学校質問紙調査**

年 度	前年度に、教員が大型提示装置（プロジェクター、電子黒板など）などの I C T 機器を活用した授業を、1 クラス当たりどの程度行いましたか。
平成 30 年度調査	「ほぼ毎日」小 16.7 (30.2) 中 29.0 (36.2)
平成 31 年度調査/令和元年度	「ほぼ毎日」小 23.4 (37.1) 中 39.4 (43.3)
令和 3 年度調査	「ほぼ毎日」小 35.2 (53.8) 中 51.8 (58.3)
令和 4 年度調査	「ほぼ毎日」小 56.6 (67.2) 中 63.5 (68.4)

※（ ）内の数値は全国平均 ※単位：%

本県の授業での I C T 活用状況は、児童生徒、学校ともに全国平均と比べて下回る状況が続いている。また、児童生徒質問紙と学校質問紙の比較からすると、児童生徒が I C T を活用していると感じている意識と、教員が I C T を活用している意識に開きがある。

今後、本県の I C T 活用状況の向上に向け、日常的な活用、家庭学習での活用を推進することが求められる。

## エ 千葉県学校教育情報化推進計画策定のための事前調査

当該調査は、本計画策定のために、令和4年5月23日から同年6月10日まで県内の各市町村教育委員会を対象に、I C T 環境に係る状況等について、県教育委員会が調査を実施したものである。ここでは調査結果の内、肯定的回答が低かった「特別な配慮が必要な児童生徒に対する I C T 活用」【表4】について掲載する。

<sup>5</sup>令和2年度調査については、新型コロナウイルス感染症にかかるその後の状況及び学校教育への影響等を考慮し、調査を実施しないことにした。使用する予定であった問題冊子等は、各自治体や学校の判断で有効に活用するようにと文部科学省から通知。（令和2年4月17日付2文科初第86号文部科学省総合教育政策局長通知）

【表4】千葉県学校教育情報化推進計画策定のための事前調査

質問項目	回答
障害のある児童生徒に対しても、主体的な学びの充実に向けたICTの活用のほか、さらに端末を効果的に活用できるよう文字の拡大、読み上げなどの機能を活用した指導を計画し、実施しているか。	56.6
障害のある児童生徒が、学びの充実に向けて端末を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた入出力支援装置を整備し、活用しているか。	34.0
障害のある児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた活用のための工夫を検討しているか。	67.9
自立活動に関するICTの活用方法を検討しているか。	58.5
不登校児童生徒等に対するICTの活用方法を検討しているか。	96.2
日本語指導が必要な児童生徒に対するICTの活用方法を検討しているか。	66.0

※肯定的回答の割合(%)

当該項目に対する具体的な取組は、「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」<sup>6</sup>の「ICTの利活用による教育の質の向上」に基づくこととするが、「不登校児童生徒に対するICTの活用方法」及び「日本語指導が必要な児童生徒に対するICTの活用方法」は、児童生徒一人一人の特性や状況に応じた支援を行うことが求められることから、特別支援教育だけに限らず、全ての学校が対象であり、学校教育全体で取り組むことが求められる。例えば、不登校児童生徒に対しては、学校と児童生徒を“つなぐ”ために、遠隔システムを取り入れた支援の検討が求められる。また、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、翻訳アプリやインターネットの翻訳サイトなどの活用の検討が求められる。

<sup>6</sup> <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/dai3ji-suishinkihonkeikaku.html>

## (2) 教職員の指導力

学習指導要領の下、各教科等の指導を通じて育成を目指す資質・能力を育成する者に当たっては、ICTを最大限に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことが重要だが、本県の教員のICT活用指導力については、学校間、教員間でばらつきがある。

### ア 学校における教育の情報化の実態等に関する調査（教員のICT活用指導力）

当該調査は、学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備されたICT機器のほか、学校のインターネット接続環境、教員のICT活用指導力の状況を明らかにするための基礎資料を得ることを目的に、公立の小・中・義務・高等・特別支援・中等教育学校を対象に、文部科学省が例年3月に調査を実施し、8月に速報値、10月に確定値を公表している。

本県の結果と全国の平均は、以下【表5】のとおりである。

【表5】H30～R3 千葉県ICT活用指導力の推移

A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力			
H30	R1	R2	R3
84.5 (86.2)	85.9 (86.7)	86.8 (86.3)	86.3 (87.5)
B 授業にICTを活用して指導する能力			
H30	R1	R2	R3
68.0 (69.7)	70.2 (69.8)	72.0 (70.2)	73.6 (75.2)
C 児童生徒のICT活用を指導する能力			
H30	R1	R2	R3
68.1 (70.2)	70.8 (71.3)	73.5 (72.9)	75.0 (77.3)
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力			
H30	R1	R2	R3
79.6 (80.5)	82.0 (81.8)	84.4 (83.3)	85.6 (86.0)
ICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合			
H30	R1	R2	R3
37.8 (47.1)	47.1 (50.1)	57.0 (63.8)	68.7 (75.8)

※( )内は全国平均 ※単位：%

本県のICT活用指導力A～Dの項目は、全国平均と比べて概ね同程度の状況にある。しかし、「ICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合」は、ここ3年間の結果を見ても全国平均と比べて下回る状況にある。GIGAスクール構想により全国的に研修の機会が増え、受講する教員が増えているものの、本県は全国と比べて伸び率が低い状況にある。

本県では、これまで法定研修におけるICTに関する研修や、県総合教育センターによる希望研修等、教員のICT活用指導力向上のために研修の機会を増やしているが、研修の必要性が本県の教員に伝わっていないことが推察される。

今後、学校の情報化がさらに進む中、全ての教員がICT活用指導力を身に付ける必要がある。全ての教員がICT活用指導力を身に付けるためにも、研修を主催する教育委員会においては、全ての教員に対して研修の機会を用意することや、質の高い研修を実施することが求められる。

また、学校においては、管理職を中心に日頃からICTを活用した授業改善等に向けた実践的な研修を実施することが求められる。

なお、以下【表6】は、令和3年度に県総合教育センターが実施したICT研修及び受講状況であり、参考として掲載する。

**【表6】令和3年度ICT研修に係る受講状況**

ア 推薦研修

事業名	研修内容	受講人数
高等学校「情報I」指導者研修	学習指導要領における「情報I」のプログラミング指導（JavaScriptとPython）における知識、技能を習得し、授業における指導力の向上を図る研修	106
高等学校ICT活用研修	ICTを活用した授業実践を通じ、ICT機器を活用する効果や、主体的・対話的で深い学び実現に向けた授業改善について理解を深め、授業における指導力向上を図る研修	134

イ 希望研修

事業名	研修内容	受講人数
情報端末と GoogleWorkspace 活用	情報端末と GoogleWorkspace を用いて、ICT を活用した授業実践力の向上及び校務処理の効率化を図る研修	99
iPad と Google Workspace 活用	情報端末と GoogleWorkspace を用いて、ICT を活用した授業実践力の向上及び校務処理の効率化を図る研修	45
PC と Microsoft 3 6 5 活用	P C とクラウド技術を結びつけて運用することにより、ネットワークを活用した授業実践力の向上及び校務処理の効率化を図る研修	84
小学校プログラミング	プログラミング教育必修化の背景や目的を理解し、プログラミングを授業に取り入れ、ICT を活用しながら授業実践できる教育を育成する研修	43
情報モラルと著作権	情報教育及び学校教育における情報モラルの考え方を学び、自校で指導する際の実践的な活用能力を養う	33
オンライン授業	自宅学習において、児童生徒の学習意欲を高めるためにオンライン授業をどのように活用するかを体験すると共に、ICT 活用の実践力を高める研修	33
授業動画活用	iPad を活用して、授業で活用できる動画や家庭学習で活用できる動画の撮影・編集・実践を通して、ICT 活用の実践力を高める研修	60
表計算基礎	表計算ソフト（Excel）、ワープロソフト（Word）の実技研修を通して ICT を活用できる教員の育成を図る研修	72
表計算応用	表計算ソフト（Excel）実技研修を通し、コンピュータを用いた集計処理の方法についての応用的知識を習得し、校務処理効率化とデータ管理のための能力を養成する研修	55
表計算マクロ基礎	表計算ソフト（Excel）の VBA を利用する目的や基礎的知識・技能を習得し、校務処理の効率化やデータを有効に活用することができるようにする研修	103
表計算マクロ応用	表計算ソフト（Excel）の VBA を利用したプログラミングの知識と技能を習得し、実際に校務処理の効率化とデータ管理に役立てられるようにする研修	22
特別支援教育における ICT を活用した教材・授業づくり研修	特別支援教育における ICT 機器の活用、障害のある子への ICT 機器を活用した授業の実際及び教材の体験	78

### (3) 学校における働き方改革と組織・体制

本県の教員の月当りの時間外在校等時間が 45 時間を超える教諭等の割合は、令和 4 年 6 月の調査では、小学校で 57.2%、中学校で 69.5%、義務教育学校で 74.7%、高等学校で 36.0%、特別支援学校で 13.7%となっている。

教員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちに真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにするためには、校務の情報化など I C T の活用による校務の効率化により、教員の事務業務にかける時間を減少させる必要がある。

#### ア 全国学力・学習状況調査（小・中学校）

当該調査は、例年 4 月に文部科学省が、学校運営に関する状況及び教職員の資質向上に関する状況を把握することを目的に調査しているものである。

令和 4 年度調査では新たに I C T を活用した校務の効率化に関する調査項目を設定した【表 8】。

【表 8】令和 4 年度全国学力・学習状況調査 千葉県学校質問紙の結果

質問	【14】 I C T を活用した校務の効率化（事務の軽減）に取り組んでいますか			
校種/選択肢	よく取り組んでいる	どちらかといえば、 取り組んでいる	あまり取り組んで いない	全く取り組んでい ない
小学校	40.0 (39.7)	55.5 (55.3)	4.4 (4.8)	0.0 (0.0)
中学校	39.9 (37.8)	55.2 (56.5)	4.8 (5.5)	0.0 (0.0)

※（ ）内は全国平均 ※単位：%



番号	質問	校種	①	②	③	④	⑤ <sup>7</sup>
15-1	I C Tを活用した校務の効率化を通じて、児童（生徒）の出欠・遅刻に関する事務は軽減しましたか	小	<b>31.6</b> 21.6	<b>44.9</b> 41.9	<b>12.5</b> 19.5	<b>3.2</b> 4.3	<b>7.6</b> 12.7
		中	<b>26.0</b> 17.3	<b>45.0</b> 42.6	<b>17.2</b> 22.1	<b>4.3</b> 5.5	<b>7.5</b> 12.3
15-2	I C Tを活用した校務の効率化を通じて、家庭への調査等に関する事務（個人面談等の日程調整や学校評価アンケートなど）は軽減しましたか	小	<b>25.5</b> 19.0	<b>45.7</b> 41.8	<b>17.6</b> 21.9	<b>2.7</b> 3.9	<b>8.4</b> 13.2
		中	<b>26.0</b> 18.1	<b>44.2</b> 43.9	<b>19.6</b> 22.0	<b>2.4</b> 4.0	<b>7.8</b> 12.0
15-3	I C Tを活用した校務の効率化を通じて、学校からのお知らせ（学校通信等）は軽減しましたか	小	<b>16.4</b> 11.0	<b>41.8</b> 39.3	<b>30.3</b> 33.8	<b>4.8</b> 5.7	<b>6.5</b> 10.1
		中	<b>16.1</b> 12.1	<b>40.8</b> 40.7	<b>30.6</b> 31.3	<b>6.4</b> 6.0	<b>6.2</b> 9.8
15-4	I C Tを活用した校務の効率化を通じて、教職員等会議に関する事務は軽減しましたか	小	<b>15.6</b> 18.2	<b>48.7</b> 53.3	<b>25.8</b> 20.8	<b>4.3</b> 2.5	<b>5.6</b> 5.1
		中	<b>23.6</b> 19.3	<b>45.0</b> 48.4	<b>22.8</b> 22.6	<b>4.3</b> 3.3	<b>4.3</b> 6.3
15-5	I C Tを活用した校務の効率化を通じて、教職員の書類作成等その他の事務は軽減しましたか	小	<b>11.2</b> 12.2	<b>60.8</b> 61.5	<b>23.0</b> 22.6	<b>4.1</b> 2.6	<b>0.7</b> 1.1
		中	<b>14.5</b> 11.7	<b>54.2</b> 57.8	<b>26.5</b> 25.3	<b>3.8</b> 3.9	<b>1.1</b> 1.3

全国学力・学習状況調査によると、小・中学校ともに各質問の肯定的回答（上位2つの選択肢）が全国平均に比べて上回る、または、概ね同程度であり、全国に比べて本県の公立小・中学校におけるI C Tを活用した校務の効率化は進んでいると考える。特に、「I C Tを活用した児童（生徒）の出欠・遅刻に関する事務」及び「家庭への調査等に関する事務」は全国に比べて肯定的回答が上回っていて、市町村教育委員会によるメールサービスを活用した欠席連絡や調査等を行うシステム整備が進んでいると考えられる。ただし、校務の改善は全ての教員の負担が軽減され、それを実感できることが重要であり、今後、更なる取組が求められる。

<sup>7</sup> ①～⑤の回答項目について ①十分軽減した、②どちらかといえば軽減した ③あまり軽減していない ④軽減していない ⑤当該業を行うに当たり、I C Tを活用していない

## イ 学校における働き方改革推進プラン（市町村教育委員会及び県立学校）

千葉県教育委員会では、平成 30 年 9 月に「学校における働き方改革推進プラン」<sup>8</sup>を策定し、県教育委員会、市町村教育委員会及び各学校が、それぞれ取り組むべき内容や目標を具体的に掲げた。令和元年 5 月及び令 2 年 3 月には同プランの一部改定を行ったが、令和 3 年 3 月には「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」及び「学校職員の勤務時間等に関する規則」等の改正に合わせた改定をした。

本プランには、学校の業務改善を図り、教職員の労働時間の短縮をより一層推進するために、教育委員会及び学校による具体的取組として、I C Tを活用した業務改善に向けた取組を盛り込むとともに、達成すべき数値目標を定めている。

---

<sup>8</sup> <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/kanri/hatarakikataikaku.html>

**【図2】学校における働き方改革推進プラン ～教育委員会の取組～抜粋**

<p>【取組3】教職員の出勤時刻をICTの活用やタイムカードにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築する。</p>
<p>≪数値目標（達成した教育委員会の割合）≫          令和3年度 85%以上 ⇒ 令和4年度 90%以上 ⇒ 令和5年度 95%以上          ≪達成率≫          令和3年度 58.5%（－26.5ポイント）</p>
<p>【取組10】教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等については、緊急時の教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等ができるような体制を整備する。</p>
<p>≪数値目標（達成した教育委員会の割合）≫          令和3年度 60%以上 ⇒ 令和4年度 70%以上 ⇒ 令和5年度 80%以上          ≪達成率≫          令和3年度 47.2%（－12.8ポイント）</p>
<p>【取組11】校務の効率化のため、ICTの積極的な活用を推進する。</p>
<p>≪数値目標（達成した教育委員会の割合）≫          令和3年度 85%以上 ⇒ 令和4年度 90%以上 ⇒ 令和5年度 95%以上          ≪達成率≫          令和3年度 54.7%（－30.3ポイント）</p>
<p>【取組12】学習指導に係る業務（授業、授業準備、課題作成、採点等）へのICTの積極的な活用を推進する。</p>
<p>≪数値目標（達成した教育委員会の割合）≫          令和3年度 90%以上 ⇒ 令和4年度 95%以上 ⇒ 令和5年度 100%          ≪達成率≫          令和3年度 77.4%（－12.6ポイント）</p>
<p>【取組17】学校の各種研究会及び学校職員が参加する研修会等を整理・精選するとともに、実施する場合も可能な限りオンライン開催への移行を図るなど、業務改善につながる工夫をする。</p>
<p>≪数値目標（達成した教育委員会の割合）≫          令和3年度 85%以上 ⇒ 令和4年度 90%以上 ⇒ 令和5年度 95%          ≪達成率≫          令和3年度 32.1%（－52.9ポイント）</p>

【図3】学校における働き方改革推進プラン ～学校の実践～

<p>【取組6】教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等については、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等ができるような体制を整備する。</p>
<p>「数値目標（達成した県立学校の割合）」          令和3年度 90%以上 ⇒ 令和4年度 95%以上 ⇒ 令和5年度 100%          「達成率」          令和3年度 63.4%（-26.6ポイント）</p>
<p>【取組8】校務の効率化のため、ICTの積極的な活用を推進する。</p>
<p>「数値目標（達成した県立学校の割合）」          令和3年度 90%以上 ⇒ 令和4年度 95%以上 ⇒ 令和5年度 100%          「達成率」          令和3年度 71.4%（-18.6ポイント）</p>
<p>【取組9】学習指導に係る業務（授業、授業準備、課題作成、採点等）へのICTの積極的な活用を推進する。</p>
<p>「数値目標（達成した県立学校の割合）」          令和3年度 70%以上 ⇒ 令和4年度 80%以上 ⇒ 令和5年度 90%以上          「達成率」          令和3年度 58.9%（-11.1ポイント）</p>
<p>【取組10】校長は、業務上の資料・教材・指導案・週案の全てを共有フォルダで管理し、事務の効率化を図る。</p>
<p>「数値目標（達成した県立学校の割合）」          令和3年度 95%以上 ⇒ 令和4年度 100% ⇒ 令和5年度 100%          「達成率」          令和3年度 50.3%（-44.7ポイント）</p>

教育委員会及び県立学校のICTを活用した業務改善に係る全ての項目において、令和3年度に達成すべき目標値に達していない。学習指導に係る業務改善の実践が進む中、校務の効率化のためのICT活用が進んでいない。

なお、ICTの活用が進んでいる自治体や学校ほど、教育長や校長のリーダーシップを発揮している傾向にある。学校の働き方改革を進めるためにも教育委員会や校長の強いリーダーシップを発揮することが求められる。

#### （4）ICTの環境整備

GIGAスクール構想の推進により、令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、県内の学校の教育用コンピュータの整備率が教育用PC1台当たり1.0人台（前年度1.4人）となり、小・中・義務教育学校で1人1台端末環境が整備された。また、新学習指導要領の実施を見据え「教育のICT

化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年度）」で定められた目標である「超高速インターネット及び無線 LAN」の 100%整備についても、令和 3 年度調査で 100.0%（全国平均 98.8%）、普通教室の無線 LAN 整備についても 93.9%（全国平均 93.3%）と、国が示す目標をほぼ達成した状況にある。

また、県立学校についても、令和 4 年 4 月から B Y O D に対応するための学習用ネットワークの整備が完了したことや、県立高等学校で令和 3 年度末には計 11,100 台（各学校 80 台程度）の生徒貸出用端末を配備するなど、全ての生徒に I C T を活用した学習を実施できるよう整備が進み、教員が各教科の特質や目的に応じて I C T を活用した授業を実施している。

また、特別支援学校の小学部・中学部においても、令和 4 年度末までに 2,500 台の端末が整備され、1 人 1 台端末環境が実現する。さらに、高等部についても県立高等学校同様に、B Y O D による 1 人 1 台端末環境の整備を進めているところであり、今後、児童生徒の特性に応じた学習指導の充実を図ることが期待できる。

以下【表 9】で本県の状況を示す。

【表 9】令和 3 年度千葉県 I C T 環境整備状況について

項目	結果
教育用 P C 1 台当たりの児童生徒数	1.0 人 (0.9 人)
教員の校務用 P C 整備率	117.1% (125.4%)
普通教室の大型提示装置整備率	75.6% (81.9%)
普通教室の無線 L A N 整備率	93.9% (93.3%)
インターネット接続率 (30Mbps 以上)	100.0% (99.9%)
統合型校務支援システム整備率	90.9% (79.9%)

※( )内は全国平均 ※単位：%<sup>9</sup>

本県の I C T 環境整備は、国の水準に近づく項目がある一方、県立高等学校の教育用端末の整備台数は 1 台当たり 4.1 人 (1.4 人) と依然として国が示す目標「3 クラスに 1 クラス分程度整備」には達していない状況にある。本県は B Y O D による 1 人 1 台環境を目指すものの、学校における I C T を活用した学びを円滑に進めるためにも最低限の整備は必要と考える。

<sup>9</sup>当該調査の回答調査日は令和 4 年 3 月 1 日現在。令和 4 年 3 月 1 日以降に整備・完了した NW 整備等は含まれていない。

また、県立高等学校及び県立特別支援学校の普通教室の大型提示装置整備率は、全国平均に比べて大きく下回る状況にある。令和3年補正予算により、県立高等学校においてはプロジェクタの整備が進み、令和4年度中に概ね整備が完了するものの、特別支援学校においては、依然として大型提示装置の整備が進んでいない状況にある。県立高等学校及び県立特別支援学校の今後の整備方針を検討する必要がある。

学校のICT環境を安定的に運用することや新しい学びに対応するためにも、教育委員会は財源の確保に向けて、国に対して継続的な財政支援を行うよう強く要望していくことが求められる。

## 6 学校教育の情報化に関する基本的な方針

---

### (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

先行きが不透明な現代社会で、今後さらに情報技術の革新が進んでいくことが予想されている。子供たちには、高い志を持つことと併せて、技術革新と価値創造の源となる飛躍的な知を発見・創造するなど、新たな社会を牽引する意欲と能力が求められる。特に、子供たちが情報を主体的に捉えながら、何が重要かを考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするためには、情報活用能力の育成が必要不可欠である。

その際、子供たちの発達段階を考慮しながら、多様な価値観をもつ子供たちを誰一人取り残すことのないよう、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることが求められる。

また、情報活用能力は特定の教科だけで育成するものではなく、学校教育全体で育成されるものであることから、各学校において、組織的かつ計画的にカリキュラム・マネジメントを行うことが必要である。

さらに、今後も起こり得る感染症の拡大や災害等の非常時において、子供たちがやむを得ず学校に登校できない場合であっても、子供たちの学習の機会を確保することができるよう、平常時から積極的に端末を持ち帰ることを推奨することや、対面授業とオンライン指導を組み合わせたハイブリッドな指導を行う体制を構築するなど、学びの継続を担保することが必要である。

## 【ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成に向けた基本的な考え方】

### ICTを活用した授業改善

- ・端末を日常的に活用することで、児童生徒が、ICTを新たな学びのツールとして自由な発想で適切に活用できるようにする。ただし、ICTを活用すること自体を目的とするのではなく、教育の質を向上させるよう、これまでの実践とICTを最適に組み合わせて有効に活用する。
- ・児童生徒の発達段階を考慮し、情報活用能力の育成に必要なことを体系的に示した千葉県独自の体系表を各学校に示す。各学校においては、この体系表を基にカリキュラム・マネジメントを行い、児童生徒の意欲を引き出し、情報活用能力の育成に努める。

- a. 各学校段階における情報活用能力育成のための体系表を活用した授業改善の推進
- b. 「“ICTを効果的に活用して”『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善を一層進めるためのチェックリスト」を活用した授業改善の推進
- c. 「『思考し、表現する力を高める』実践モデルプログラム」を活用した授業改善実践事例の創出・周知
- d. 「ちばっ子の学び変革推進事業」のICT活用実践校の授業改善事例の創出・周知
- e. 「個別最適な学び検証事業」の実践校のタブレット端末活用事例の創出・周知
- f. 県立高校におけるオンラインを活用した複数校指導の実施の検討
- g. 通信制高校におけるICTを活用した学習活動の充実



## 大学や企業・地域と連携した Society5.0 社会を支えるデジタル人材の育成

- ・各教科において情報活用能力の育成に向けて、論理的思考力や創造性、問題解決能力を育む指導を体系的に行い、大学、地元企業等との連携による課題解決学習や探究的な学習など、ICTを効果的に活用したプログラミング教育やSTEAM教育を実施し、ちばの未来を創造する人材を育成する。
- ・高等学校においては、小・中学校から情報活用能力が体系的に育成されてきたことを踏まえ、教科「情報」等の指導内容を身に付けた生徒が、初等中等教育段階における情報活用能力育成の最終的な姿であることを自覚して取り組む。
- ・児童生徒がデジタルデバイスを始めとしたテクノロジーをよりよく使うために必要な知識や態度を身に付け、ICTの積極的な活用について主体的に考え、判断できるようにするための学習を実施する。

- a. プログラミング教育の充実
- b. 高等学校の教科「情報」の指導の充実
- c. 大学・企業等と連携したデジタル人材育成のための体制の構築
- d. デジタル・シティズンシップ教育の推進

## 児童生徒1人1人の特性に応じたICT活用

- ・不登校、病気療養、障害、日本語指導を要すること、特定分野に特異な才能を有すること等により、特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援や、全ての児童生徒の多様な学びを確保するためにICTの特性を最大限に活かした学習を実施する。

- a. 「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」に基づくICTの利活用による教育の質の向上
- b. 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対するICT活用
- c. 児童生徒の実態に応じた学習機会の提供の推進
- d. 特別支援教育教材ポータルサイトの活用

## 情報モラル教育

- ・児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことで、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、各教科等において、情報活用能力を育成するための学習を実施する。さらに、主体的かつ当事者意識をもって情報を活用し社会や個人の課題を解決する力を育成する。
- ・インターネット上のコミュニケーションも日常生活と同様に相手がいることを意識させるなど、自分が加害者、被害者になり得ることを理解させるための指導を充実させる。

- a. 情報モラルに関する講演や研修会への講師派遣の実施、各種啓発資料の活用推進
- b. リーフレット「スマホの適切な利用に向けて」の活用
- c. 青少年ネット被害防止対策事業による啓発講演の実施
- d. 学校から発信する家庭教育支援プログラムの活用

## I C Tを安全安心に活用

- ・I C T機器を使用することによる視力低下など、児童生徒の健康面への影響について配慮する。
- ・スマートフォンの普及等に伴うS N Sの使用拡大によるトラブルを未然防止する取組を進めるとともに、子供たちに寄り添うことができる相談体制を構築する。

- a. 「児童生徒の健康に留意してI C Tを活用するためのガイドブック」並びに「端末利用にあたっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレット」を活用した点検の実施
- b. S N Sを活用した相談事業「そっと悩みを相談してね～S N S相談@ちば～」の開設
- c. I C T活用による健康影響に係る保健指導実践事例の創出・周知
- d. セキュリティポリシー・ガイドラインの改訂

## 学校と家庭の学びをシームレスにつなげる

- ・ 端末の持ち帰りを推進し、家庭等でも日常的に端末を活用した学習機会を増やす取組を推進する。

- a. ICT端末を活用した家庭学習の推進
- b. 持ち帰り端末ガイドラインの明示

## (2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保

ICT活用を学校教育の質の向上につなげるためには、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを充実させつつ、すべての教員が各教科において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に活かしていくことが必要である。

そのためには、教員はICT機器の操作等に習熟するだけでなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研修することが求められる。

また、一部の教員だけがICTを活用するのではなく、全ての教員がICTを活用した学習活動を行うことができるよう、校長は組織的に校内研修等を実施し、教員の指導力を向上させることが求められる。

県教育委員会においては、令和4年度中に改訂を予定している「千葉県・千葉市教員等育成指標<sup>10</sup>」に基づく質の高い実践的研修を全ての教員に提供する。

また、教員がICTを活用して指導する力を身に付けられるよう県総合教育センターでの研修の充実を図るとともに、教育事務所等による学校訪問等を通じて、各学校の要望等に応じた指導を実施する。

なお、ICTの積極的な活用に向けては、教員個々の力に頼るのではなく、学校、教育委員会等が一体となって取組を進めることや、外部人材や民間事業者等の助言や支援を受けることが、学校の情報化を進める上で必要である。

---

<sup>10</sup> <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/shihyou/shihyou.html>

## 【教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保に向けた基本的な考え方】

### 質の高い、より実践的な研修の実施

- ・県総合教育センターにおいて実施する各種研修をより実践的指導力を高める内容にするとともに、研修履歴システムを活用し、教員の主体的・自律的な研修を促す。
- ・校内研修の充実に向け、校長が強いリーダーシップを発揮し、積極的に取り組む。
- ・ICT活用における地域間の格差の解消に向け、市町村教委を超えた広域的な支援体制を構築する。
- ・県内の教員を対象とした研修の好事例を県総合教育センターホームページに掲載する。

- a. 「千葉県・千葉市教員等育成指標」に基づくICT指導力向上のための研修の実施
- b. 全教職員のICT活用指導力を向上させるための外部人材を活用した研修の実施
- c. 教員の個別最適な学びを推進するための研修履歴システムの活用
- d. 地域や学校のICT活用を推進するためのICT人材の育成
- e. 教育事務所、県総合教育センター指導主事等による校内研修支援事業の実施
- f. 「一人一事例を創出」みんなで創る実践事例サイトの構築
- g. 教科横断的な学びを推進するための研修の実施

## 学校の情報化のサポート

- ・各市町村間の I C T 活用格差解消に向けた取組を実施する。
- ・県立学校の B Y O D 端末の安定的な運用や情報化推進を支える支援体制を構築する。
- ・学校内外を問わず I C T に関する高い専門性を有する人材を積極的に活用する。

- a. 地域間格差解消のための教育委員会担当者向け情報交換プラットフォームの構築
- b. 市町村教育委員会 I C T 担当者連絡協議会の実施
- c. 端末の安定的運用のための支援体制の構築
- d. 県立学校を対象とした I C T サポート人材の活用
- e. 教科研究員、授業づくりコーディネーターの活用
- f. 特別非常勤講師（プログラミング教育分野）の活用
- g. I T 系民間企業、大学、企業退職者等との連携

### (3) ICT推進体制の整備と校務の改善

県全体の教育水準を向上させるためには、自治体間の連携を進める必要がある。特に郡部の市町村教育委員会においては、教育委員会にICT担当職員がいない例もあり、学校のICT活用を進める上での障害にもなっている。学校の情報化をより一層進めるためにも、自治体担当者が自由に情報交換できるような場を構築する。

また、ICTを活用した校務改善に取り組む上で、教育長や校長のリーダーシップは重要である。教員の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現するためにも、教育委員会においては、各種調査や事務のデジタル化を進めること、校長においては、校務改善の先進事例を積極的に取り入れるなど、ICTを活用した校務改善を積極的に取り組むことが求められる。

さらに、令和6年度から義務教育段階においてデジタル教科書の導入が予定されている。教育委員会や校長は、こうした動向も踏まえつつ、学校の状況を把握し、これからの学校のICT環境の方向性について検討すべきである。

なお、検討に当たっては、教育委員会内だけに留まらず、首長部局と連携したり、市町村間で情報共有したりしながら進めることが有効である。

## 【ICT推進体制の整備と校務の改善に向けた基本的な考え方】

### 千葉県・千葉県教育委員会による市町村等に対する広域的な支援

- ・ 全県を通じた教育の情報化を推進し、今後、予定されている端末更新やシステムの更新等を円滑に進めるために、国や市町村をはじめとする多様な関係機関との広域的な連携体制を構築する。
- ・ 県内の私立学校のICT環境の充実を図る。

- a. 市町村教育委員会が管理・運用する1人1台端末の取扱いに関する助言
- b. 人口増加・減少地域における端末の取扱いに関する助言
- c. 県教育委員会及び市町村教育委員会による共同調達実施に向けた検討
- d. 私立高等学校ICT環境整備事業の活用

### 次世代の学校現場を見据えたIT技術・教育データの利活用

- ・ 学習指導や校務へのデジタル技術の導入に留まらず、デジタルコンテンツや様々な教育データの活用に適した仕組みの構築、新たな教育価値の創造を図る。
- ・ 児童生徒においては、学習進度や理解度に応じ、自己調整しながら「個別最適な学び」を充実すること、学校、教員においては、児童生徒の一人一人の学び意欲を最大限に引き出し、主体的な学びの支援やカリキュラム・マネジメントの充実を図ることに教育データを活用していくことを目指す。

- a. 異校種間における教育データの連携及びデータ利活用の検討
- b. 「ちばっ子学びの未来デザインシート（CBT調査）」の効果検証
- c. MEXCBT活用事例の収集・周知
- d. デジタル教科書活用事例、デジタル教育コンテンツ活用事例、教育データを活用した指導事例の収集・周知



## I C Tを活用した校務改善

- ・ I C Tの活用により校務を効果的、効率的に進め、教員の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を推進する。
- ・ 県教育委員会が実施する各種調査等をデジタル化することにより、教員の事務的負担を軽減し、教員の多忙感を軽減する。

- a. I C Tを活用した働き方改革（校務の効率化）の推進
- b. 学校におけるクラウド活用をした業務改善の推進
- c. 業務調査等のクラウド化を検討
- d. 県教育委員会通知文書を学習ポータルサイトへの掲載
- e. 県立特別支援学校統合型校務支援システムの検討
- f. 学校健康診断情報のP H Rへの活用に向けた学校保健に係る校務支援システム導入の検討
- g. 入学者選抜に係る電子出願の検討
- h. I C T活用推進のための統括責任者（教育C I O、学校C I O）の設置

#### (4) ICTを活用するための環境の整備

全ての児童生徒が、学校におけるICTの活用を「当たり前」「日常的」なものとし、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、ICTの恵沢を享受できるよう学校の教育環境を整備することが重要である。

また、GIGAスクール構想により、県内の義務教育段階における1人1台端末の整備及び校内ネットワーク通信の整備がされ、県立学校においても同様に、BYOD接続のためのネットワークを整備した。

今後はこれらのICT環境をより積極的に活用することができるよう、端末の取扱いに関する方針を示すことやセキュリティポリシーに準じた運用を行うなど、学校のICT環境を安定的に運用するために、引き続き、整備していくことが必要である。

## 【ICTを活用するための環境の整備に向けた基本的な考え方】

### 県立学校のICT環境を安定的運用

- ・ 県立高等学校における1人1台端末環境の整備の促進を図る。
- ・ 令和3年5月に改訂された「文部科学省情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえた県立学校の新しいネットワーク構成について検討していく。
- ・ 経済的状況等により、ICT端末や家庭での通信環境の確保が難しい家庭に対しては、貸与用の端末やモバイルルータなどを整備することにより、学びの継続を担保していく。

- a. 県立学校におけるBYOD等による1人1台端末環境の実現に向けた検討
- b. 県立学校の校務系・学習系ネットワークの充実に向けた検討
- c. 教育データを保存するサーバのクラウド化の検討
- d. 授業目的公衆送信補償金制度に関することを明示

## 7 学校教育の情報化に関する目標

本計画では、「6 学校教育の情報化に関する基本的な方針」に掲げた4つの基本的な方針を踏まえ、「2 目指す姿」のそれぞれについて重点目標（KGI<sup>11</sup>）を設定するとともに、進捗の効果測定を行うための指標（KPI<sup>12</sup>）を設定する。

なお、重点目標及び指標は、「ちばっ子学力向上総合プラン」「学校における働き方改革推進プラン」等を踏まえ設定している。加えて、重点目標及び指標は令和4年度時点で実施されている調査を基にしているため、今後、調査内容に変更等が生じた場合、重点目標及び指標を変更することがある。

### （1）子供「学習意欲の向上」

#### 【KGI】

- |  |
|--|
| ・PC・タブレット等のICT機器を使うのは勉強に役立つと思うと回答する子供の割合<br>→ <b>目標値100%</b><br>(全国学力・学習状況調査(小・中)、10校程度の抽出調査(高・特)) |
|--|

#### 【KPI】

- |  |
|--|
| ・国語の勉強は好きですか、算数・数学の勉強は好きですか<br>(全国学力・学習状況調査(小・中))                              |
| ・国語の勉強は好きですか、数学の勉強は好きですか(高・特)<br>(10校程度の抽出調査(高・特))                             |
| ・前年度までに受けた授業で、コンピュータなどのICT機器をどの程度使用しましたか<br>(全国学力・学習状況調査(小・中)、10校程度の抽出調査(高・特)) |

### （2）教員「指導力の向上」

#### 【KGI】

- |  |
|--|
| ・授業にICTを活用して指導する能力があると回答する教員の割合<br>→ <b>目標値100%</b><br>(学校における教育の情報化の実態等に関する調査(全校種)) |
|--|

<sup>11</sup> Key Goal Indicator の略で、本計画の最終目標

<sup>12</sup> Key Performace Indicator の、略で、目標達成に向けたプロセスを評価するための指標

## 【KPI】

・教員がICT機器を活用した授業を1クラスあたりどの程度行ったか (全国学力・学習状況調査(小・中)、10校程度の抽出調査(高・特))
・ICT活用指導力に係る研修を受講または実施した割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査(全校種))
・コンピュータ整備の実態等・遠隔教育の実施状況 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査(全校種))
・1人1台端末の学習活動等への活用状況 (全国学力・学習状況調査(小・中))
・1人1台端末の家庭への持ち帰り状況 (全国学力・学習状況調査(小・中))
・各学校からの要請訪問件数 (各教育事務所からの実績報告(全校種))
・県総合教育センター主催ICT研修の受講状況 (県総合教育センターからの実績報告(全校種))

## (3) 学校「校務の効率化」

### 【KGI】

校務の効率化のため、ICTの積極的な活用を推進している学校の割合

→ **目標値100%**

(学校における働き方改革推進プラン(全校種))

### 【KPI】

・学習指導に係る業務(授業、授業準備、課題作成、採点等)へのICTの積極的な活用を推進する。 (学校における働き方改革推進プラン(全校種))
・校長は、業務上の資料・教材・指導案・週案の全てを共有フォルダで管理し、事務の効率化を図る。 (学校における働き方改革推進プラン(全校種))
・校務の情報化の推進状況 (学校におけるICT環境の活用チェックリスト(教育委員会))
・学校運営に関する状況 (全国学力・学習状況調査(小・中))
・ICTを活用した校務・事務負担軽減のための取組 (学校における働き方改革推進プラン(全校種))

## 8 基本的な方針を実現するために留意すべき視点

---

- ・ 学校教育の情報化を進めるに当たり、「ICT活用を通して千葉の子供・教員・学校の可能性を引き出す取組」をねらいとし、「子供」については、子供たちの学ぶ意欲の向上に向けた「学び方改革」、「教員」については、子供たちの可能性を最大限に引き出す指導力の向上に向けた「教え方改革」、「学校」については、子供に向き合う時間の確保に向けた「働き方改革」を推進していく。
- ・ 教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、デジタルとアナログを最適に組み合わせて生かしていくという考え方に立ち、本計画を実施する。
- ・ ICTを活用することそのものが目的化してしまわないように留意し、これまでの実践と適切に組み合わせて有効に活用する。
- ・ 県全体の教育水準の向上のために、市町村間のICT活用における格差解消を目指す。
- ・ 校務のデジタル化の推進に向けて、国の動向を踏まえつつ取り組むこととする。また、教育データの推進に当たっては、国が示した「教育データ利活用ロードマップ<sup>13</sup>」に基づき、取り組むこととする。
- ・ 県においては、県立学校の設置者として、学校教育の情報化（学校運営への支援、環境整備など）について直接的な責任を負う。また、市町村教育委員会の学校教育の情報化について指導助言する。
- ・ 市町村においては、所管する学校の設置者として、学校教育の情報化（学校運営への支援、環境整備など）について直接的な責任を負う。
- ・ 学校においては、児童生徒に対して、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を通じて、児童生徒の情報活用能力を伸ばさせるとともに、ICTを活用した校務改善に努める。
- ・ 私立学校の施策の推進に当たっては、私立学校の自主性や建学の精神等を尊重することが重要であるが、私学の情報教育環境の整備の現状や地域の実情を踏まえることとする。

---

<sup>13</sup> [https://www.digital.go.jp/news/a5F\\_DVWd/](https://www.digital.go.jp/news/a5F_DVWd/)

## 第2章 各論

### 1 基本的な方針を実現するための方向性

具体的な事業内容については、推進計画の実施とともに公表していく。

基本的な方針を実現するための方向性の一覧		頁
(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成		
<b>ICTを活用した授業改善</b>		40
a	各学校段階における情報活用能力育成のための体系表を活用した授業改善の推進	
b	「“ICTを効果的に活用して”『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善を一層進めるためのチェックリスト」を活用した授業改善の推進	
c	「『思考し、表現する力を高める』実践モデルプログラム」を活用した授業改善実践事例の創出・周知	
d	「ちばっ子の学び変革推進事業」のICT活用実践校の授業改善事例の創出・周知	
e	「個別最適な学び検証事業」の実践校のタブレット端末活用事例の創出・周知	
f	県立高校におけるオンラインを活用した複数校指導の実施の検討	
g	通信制高校におけるICTを活用した学習活動の充実	
<b>大学や企業・地域と連携した Society5.0 社会を支えるデジタル人材の育成</b>		42
a	プログラミング教育の充実	
b	高等学校の教科「情報」の指導の充実	
c	大学・企業等と連携したデジタル人材育成のための体制の構築	
d	デジタル・シティズンシップ教育の推進	
<b>児童生徒 1人1人の特性に応じたICT活用</b>		44
a	「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」に基づくICTの利活用による教育の質の向上	
b	特定分野に特異な才能のある児童生徒に対するICT活用	
c	児童生徒の実態に応じた学習機会の提供の推進	
d	特別支援教育教材ポータルサイトの活用	
<b>情報モラル教育</b>		46
a	情報モラルに関する講演や研修会への講師派遣の実施、各種啓発資料の活用推進	
b	リーフレット「スマホの適切な利用に向けて」の活用	
c	青少年ネット被害防止対策事業による啓発講演の実施	
d	学校から発信する家庭教育支援プログラムの活用	

<b>ICTを安全安心に活用</b>		48
a	「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」並びに「端末利用にあたっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレット」を活用した点検の実施	
b	SNSを活用した相談事業「そっと悩みを相談してね～SNS相談@ちば～」の開設	
c	ICT活用による健康影響に係る保健指導実践事例の創出・周知	
d	セキュリティポリシー・ガイドラインの改訂	
<b>学校と家庭の学びをシームレスにつなげる</b>		50
a	ICT端末を活用した家庭学習の推進	
b	持ち帰り端末ガイドラインの明示	
<b>(2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保</b>		
<b>質の高い、より実践的な研修の実施</b>		51
a	「千葉県・千葉市教員等育成指標」に基づくICT指導力向上のための研修の実施	
b	全教職員のICT活用指導力を向上させるための外部人材を活用した研修の実施	
c	教員の個別最適な学びを推進するための研修履歴システムの活用	
d	地域や学校のICT活用を推進するためのICT人材の育成	
e	教育事務所、県総合教育センター指導主事等による校内研修支援事業の実施	
f	「一人一事例を創出」みんなで創る実践事例サイトの構築	
g	教科横断的な学びを推進するための研修の実施	
<b>学校の情報化のサポート</b>		53
a	地域間格差解消のための教育委員会担当者向け情報交換プラットフォームの構築	
b	市町村教育委員会ICT担当者連絡協議会の実施	
c	端末の安定的運用のための支援体制の構築	
d	県立学校を対象としたICTサポート人材の活用	
e	教科研究員、授業づくりコーディネーターの活用	
f	特別非常勤講師（プログラミング教育分野）の活用	
g	IT系民間企業、大学、企業退職者等との連携	



<b>(3) ICT推進体制の整備と校務の改善</b>	
<b>千葉県・千葉県教育委員会による市町村等に対する広域的な支援</b>	55
a	市町村教育委員会が管理・運用する1人1台端末の取扱いに関する助言
b	人口増加・減少地域における端末の取扱いに関する助言
c	県教育委員会及び市町村教育委員会による共同調達実施に向けた検討
d	私立高等学校ICT環境整備事業の活用
<b>次世代の学校現場を見据えたIT技術・教育データの利活用</b>	57
a	異校種間における教育データの連携及びデータ利活用の検討
b	「ちばっ子学びの未来デザインシート(CBT調査)」の効果検証
c	MEXCBT活用事例の収集・周知
d	デジタル教科書活用事例、デジタル教育コンテンツ活用事例、教育データを活用した指導事例の収集・周知
<b>ICTを活用した校務改善</b>	59
a	ICTを活用した働き方改革(校務の効率化)の推進
b	学校におけるクラウド活用をした業務改善の推進
c	業務調査等のクラウド化を検討
d	県教育委員会通知文書を学習ポータルサイトへ掲載
e	県立特別支援学校統合型校務支援システムの検討
f	学校健康診断情報のPHRへの活用に向けた学校保健に係る校務支援システム導入の検討
g	入学者選抜に係る電子出願の検討
h	ICT活用推進のための統括責任者(教育CIO、学校CIO)の設置
<b>(4) ICTを活用するための環境の整備</b>	
<b>県立学校のICT環境を安定的運用</b>	61
a	県立学校におけるBYOD等による1人1台端末環境の整備
b	県立学校の校務系・学習系ネットワークの充実に向けた検討
c	教育データを保存するサーバのクラウド化の検討
d	授業目的公衆送信補償金制度に関することを明示

## (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

### ICTを活用した授業改善

#### a. 各学校段階における情報活用能力育成のための体系表を活用した授業改善の推進

ICTの効果的利活用が図られ、各教科等において情報活用能力を育む取組を充実させるため、目指す姿の具体的項目を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱によって整理した「体系表」を作成し、各学校で活用が図られるように取り組んでいく。

また、「体系表」作成に当たっては、文部科学省委託事業「次世代の教育情報化推進事業『情報教育の推進等に関する調査研究』」等を参考に、情報活用能力育成のための指導の具体について、児童生徒の発達段階を考慮して整理しているが、各学校においては、全ての教科等を通じて、児童生徒が情報活用能力を育むことができるよう、適切にカリキュラム・マネジメントを行っていく。

#### b. 「“ICTを効果的に活用して”『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善を一層進めるためのチェックリスト」を活用した授業改善の推進

ICTを活用することそのものが目的化してしまわないように留意し、これまでの実践と適切に組み合わせてICTを有効に活用するよう、指導の周知、情報の発信、共有を進める。

また、令和4年7月に策定した「“ICTを効果的に活用して”『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善を一層進めるためのチェックリスト」を活用し、各教育事務所指導主事による学校訪問等において、授業の振り返りを行うなど、授業改善を推進していく。

#### c. 「『思考し、表現する力を高める』実践モデルプログラム」を活用した授業改善実践事例の創出・周知

これまで「『思考し、表現する力』を高める実践モデルプログラム」を活用し、「主体的・対話的で深い学び」が実現できるよう、児童生徒の思考過程（見いだす、自分で取り組む、広げ深める、まとめあげる）に沿って、授業を計画する重要性を教育事務所指導主事等による学校訪問等において指導してきた。

引き続き、本プログラムの活用を継続するとともに、これまでの授業実践にICTの活用を加えた実践事例が広がるよう、本プログラムを周知していく。また、本プログラムを活用したICT活用好事例を収集し、県教育委員会ホームページや県立学校共有ポータルサイトに掲載し、周知していく。

d. 「ちばっ子の学び変革推進事業」のICT活用実践校の授業改善実践事例の創出

平成 25 年から開始した「ちばっ子の学びの変革推進事業」を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を全県挙げて取り組んでいく。

また、エビデンスに基づいた授業改善を推進するために、「全国学力・学習状況調査」の結果を活用するとともに、県立学校を対象に、ICTを活用した授業実践を通して、学力向上を目指すことを目的としたICT活用実践研究に取り組んでいるところであり、その成果を広く周知していく。

さらに、ICTの利点を最大限に活かすために、義務教育段階から高等学校段階までの12年間にわたる校種間のデータ連携など、教育データの利活用の在り方を検討していく。

e. 「個別最適な学び検証事業」の実践校のタブレット端末活用事例の創出・周知

令和元年度から開始した「個別最適な学び検証事業」を活用し、個々の生徒の状況に合わせて、効果的に知識・技能の定着を図るために、タブレット端末を活用した学習指導を行う実践研究に取り組んでいるところであり、その成果を広く周知していく。

f. 県立高校におけるオンラインを活用した複数校指導の実施の検討

県内の高等学校において、学校規模により教員の確保・配置が難しい学校がある。こうした状況に対して、複数校指導は、その課題を解決するための手段の一つとして考えられることから、ICTを活用して1人の教員が本務校とは別に、1校以上の学校との間で遠隔による同時双方向の授業の実施について、ニーズのある学校に対して、検証事業の実施を検討していく。

g. 通信制高校におけるICTを活用した学習活動の充実

令和4年3月に策定した「県立高校改革推進プラン」で、通信制高校の具体的な計画の方向として、通信制協力校の更なる拡充推進や情報通信技術（ICT）の効果的な活用の推進が盛り込まれたことから、通信制高校へのニーズの高まりや生徒の多様化するニーズに対応するため、また、今後予想される通信制協力校の拡大に対応できるよう、千葉大宮高校での授業を通信制協力校へ映像配信したり、オンラインによるレポート提出などについて検討していく。

## 大学や企業・地域と連携した Society5.0 社会を支えるデジタル人材の育成

### a.プログラミング教育の充実

プログラミング教育で育む資質・能力は、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の一部であり、学習指導要領の総則において、全ての学校段階で情報活用能力を育成することとされていることから、プログラミング教育の充実を図るためにも全校種の教員を対象にしたプログラミング研修を実施していく。

また、児童生徒のプログラミング的思考を育むために、プログラミングに慣れ親しむ機会を県教育委員会としても創出することを検討していく。

### b.高等学校の教科「情報」の指導の充実

Society5.0 時代の到来に向けて、全ての国民がデジタル社会の基礎知識である「数理・データサイエンス・A I」に関する知識・技能等を身に付けることが求められている。とりわけ、高等学校においては、「情報 I」の必修修化に伴い、データサイエンス・A I の基礎となる理数教養や基本的知識を習得することが目標とされている。

また、これまでの抜本的な教育の改善と S T E A M 教育などの新たな手法の導入・強化、さらには、実社会の課題解決的な学習を教科横断的に行うことが不可欠とされていることから、県立高等学校の訪問を通して、教科「情報」の充実及び確実な履修に向けて指導していく。

さらに、データサイエンス・A I の基礎となる理数教養の指導に当たっては、カリキュラム・マネジメントを適切に行った指導や課題解決的な学習を取り入れることが必要であることから、各教科の特性や学校の実態等を踏まえ、学校訪問、研修等を通して指導を行っていく。

### c.大学・企業等と連携したデジタル人材育成のための体制の構築

学校教育を学校内に閉じずに大学や企業等と連携することは、多様な学校教育の実現や学校教育の活性化に資することが期待できる。特に、I C T 分野においては、専門性の高さから大学や企業等と連携した取組は、有効な手段として考える。また、生徒にとっては、質の高い、より専門的な指導を受けることで、専門的な知識や技能を身に付けたり、キャリア発達にも影響することが期待できる。

そこで、情報系の学部、学科等を有する大学や地元の I C T 関連企業との連携体制を構築のためのモデル事業の実施を検討していく。

#### d. デジタル・シティズンシップ教育の推進

これまでの学校は、ICTは教員が使わせる教具として扱われていた側面が強かったが、これからは子供が日常的に使う文房具として扱われることになり、その用途は児童生徒一人一人の判断に委ねられるようになる。そのため、児童生徒がデジタル社会の中で、適切にICTを活用しながら学習や生活に役立てていくためには、デジタル・シティズンシップ教育を充実させることが重要である。

そこで、デジタル・シティズンシップ教育に関する取組事例を収集し、好事例を県教育委員会ホームページや県立学校共有ポータルサイトに掲載し、周知していく。

## 児童生徒 1 人 1 人の特性に応じた I C T 活用

a. 「第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画<sup>14</sup>」に基づく I C T の利活用による教育の質の向上

令和 3 年度末に策定された「第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画」に従い、「I C T の利活用による教育の質の向上」に向けた取組を推進していく。

b. 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する I C T 活用<sup>15</sup>

特異な才能のある児童生徒の特性として、特定の領域における優れた能力や、特定の事柄への強い関心、創造性や集中力、記憶力などが見られる。また、言語能力や思考力など知的な側面が年齢に比べて著しく発達しているため、同級生との会話や友人関係の構築に困難を抱える場合がある。

これらの特別に支援が必要な児童生徒に対して、I C T を活用した指導・支援は有効であり、学校外におけるリソースを最大限に活用することも可能になることから、児童生徒一人一人の特性等に応じて、適切に I C T を活用することで、個別最適化された学びを公正に保障するための取組を検討していく。

c. 児童生徒の実態に応じた学習機会の提供の推進

1 人 1 台端末が整備されて、距離に関わりなく相互に情報の発信や受信ができるようになり、多様な人々と関わることや、個々の児童生徒の状況に応じた学習を実施することができるようになり、学校教育の可能性を広げるツールとして効果をあげている。

特に、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習保障の観点からも遠隔システムを用いた指導は有効であることから、各学校において積極的に活用することを推奨する。

また、高等学校段階においては、平成 27 年 4 月から、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業を正規の授業として制度化<sup>16</sup>し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしていることから、受信側の教員等の配置や対面による授業の実施等について検討していく。

<sup>14</sup> <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/dai3ji-suishinkihonkeikaku.html>

<sup>15</sup> 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 論点整理 令和 3 年 12 月 17 日 [https://www.mext.go.jp/content/20211217-mxt\\_kyoiku02-000019616-01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211217-mxt_kyoiku02-000019616-01.pdf)

<sup>16</sup> 遠隔教育の実施に係る留意事項については、平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 289 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」の記 III に記載

#### d. 特別支援教育教材ポータルサイト<sup>17</sup>の活用

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が、様々な利用者、関係者に対して情報共有、提供を行うために特別支援教育教材ポータルサイトを開設している。当該サイトには、障害の状態や特性等に応じた教材や支援機器等の情報が集約管理・データベース化されていて、障害の種類、特性、対象年代、教科、支援機器、OS別の教材・支援機器による実践事例や教材・支援機器に関する情報等、豊富に掲載されていることから、児童生徒一人一人の教育的ニーズに合わせた支援ツールとして有効に活用するよう周知していく。

---

<sup>17</sup> <http://kyozai.nise.go.jp/>

## 情報モラル教育

### a. 情報モラルに関する講演や研修会への講師派遣の実施、各種啓発資料の活用推進

#### ※情報モラルに関する講演や研修会への講師派遣の実施

教職員のインターネットに関する知識の習得や、情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けること、児童生徒、保護者への情報モラルの啓発等を目的とした各学校等で実施する情報モラル教育研修等に、引き続き、講師を派遣<sup>18</sup>していく。

#### ※情報モラル教育充実のための各種啓発資料の活用推進

国をはじめ各機関が公表している情報化社会を踏まえたインターネットトラブルを避けるための各種資料を活用し、各学校において、児童生徒の情報モラル育成のための取組を進め、その好事例等を収集し、県教育委員会ホームページや県立学校共有ポータルサイトに掲載し、周知していく。

##### <各種資料の例>

- ・文部科学省「情報モラル教育の充実等<sup>19</sup>」情報モラル e-learning コンテンツや動画教材など、児童生徒から教員を対象にした資料を掲載
- ・総務省「上手にネットと付き合おう！安心・安全なインターネット利用ガイド<sup>20</sup>」動画コンテンツや事例集、リンク集などインターネットトラブルに関するコンテンツを掲載
- ・千葉県警察「サイバー犯罪対策<sup>21</sup>」ネット安全教室の紹介、インターネットトラブルに関するトラブル事例を掲載・千葉県警察「サイバー犯罪対策<sup>22</sup>」ネット安全教室の紹介、インターネットトラブルに関するトラブル事例を掲載

<sup>18</sup> 令和3年度は、県内の公立学校計71校12,000名が受講した。派遣を希望する学校は、所管する教育委員会に対して派遣申請書類を提出する。なお、県立学校は県教育庁教育振興部児童生徒安全課に提出、市町村立学校は所管する教育委員会を通じて域内の教育事務所に提出する。

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査によると、いじめの態様において、パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷等をされる件数が増加傾向にあり、インターネットトラブル等は年々増加傾向にあり、かつグルーミング等の新たなトラブルもある中、本事業を通して教職員が最新の情報を知ることや、十分な知識を身に付けておくことは、児童生徒自身が事件や犯罪に巻き込まれないようにするためにも重要である。

<sup>19</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm)

<sup>20</sup> [https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/trouble/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/)

<sup>21</sup> [https://www.police.pref.chiba.jp/cyberka/safe-life\\_cybercrime.html](https://www.police.pref.chiba.jp/cyberka/safe-life_cybercrime.html)

<sup>22</sup> [https://www.police.pref.chiba.jp/cyberka/safe-life\\_cybercrime.html](https://www.police.pref.chiba.jp/cyberka/safe-life_cybercrime.html)



#### b.リーフレット「スマホの適切な利用に向けて」の活用

子供のスマートフォンの所有率が年々高まる中、児童生徒がスマートフォンを正しく使うことができるように、各学校において、指導を行う際の参考として、また家庭等で保護者が子供を指導するための資料として、令和元年に作成した「スマホの適切な利用に向けて」リーフレットを活用していく。

また、県教育委員会ホームページの情報モラル関連の内容の充実を図り、児童生徒のインターネット利用によるトラブルを未然に防ぐための情報発信を進めていく。

#### c.青少年ネット被害防止対策事業による啓発講演の実施

インターネット適正利用の啓発を行うため、各学校等で実施する児童生徒、保護者、学校関係者等を対象とする研修会等に、引き続き、職員を派遣<sup>23</sup>していく。

#### d.「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用

自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子供の教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、全ての家庭の教育力向上を図るため、市原市教委員会と協働して、学校による家庭教育支援に関する研究をすすめ開発した「学校から発信する家庭教育支援プログラム」を活用していく。

また、義務教育段階の児童生徒のみならず、家庭で就学前の子供を指導するためのスマートフォンの使用に関することや、フィルタリングの活用に関する事など、県教育委員会ホームページの幼少期から家庭において身に付けさせておきたい情報モラルの充実を図り、本プログラムを各学校において、保護者面談や学校だより等で活用されるよう周知していく。

---

<sup>23</sup> 令和3年度は、計56回講演会を実施し、13,960名が受講した。派遣を希望する学校は、知事部局環境生活部県民生活課「千葉県青少年インターネット適正利用啓発講演」のページから講師派遣申請書を、県民生活課宛てに提出する。

## I C Tを安全安心に活用

a. 「児童生徒の健康に留意して I C Tを活用するためのガイドブック<sup>24</sup>」並びに「端末利用にあたっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレット<sup>25</sup>」を活用した点検の実施

I C T端末の利活用にあたっては、健康面に留意して活用することが求められることから、文部科学省が作成した「児童生徒の健康に留意して I C Tを活用するためのガイドブック」及び「端末利用にあたっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレット」を活用するよう各学校を指導していく。

また、活用状況等の調査を実施し、調査結果に基づき、必要に応じた対応を検討していく。

b. S N Sを活用した相談事業「そっと悩みを相談してね～S N S相談@ちば～」の開設

中・高校生を対象に生徒が抱える様々な悩みを、学校外のカウンセラーに気軽に、誰にも知られずに相談することは、悩みを早期に解決し、自殺、いじめの重大事態等の重篤な事案や不登校を未然に防止につながることから、中・高校生にとって身近なS N S（L I N E）を活用した教育相談体制の充実を図り、I C Tを効果的に活用した教育相談をさらに検討していく。

c. I C T活用による健康影響に係る保健指導実践事例の創出・周知

「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 保健体育編」及び「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 保健体育編 体育編」<sup>26</sup>の内容の取扱いにおいて、「情報機器の使用と健康との関わりについて取り扱うことにも配慮することが大切である」と示されていることから、日本眼科医会作成「子どもの目に係る啓発コンテンツ」<sup>27</sup>をはじめとする保健指導に活用できる資料を各学校に周知していく。

また、I C Tの使用における健康影響に留意した保健指導の実践事例等を収集し、県教育委員会のホームページや県立学校共有ポータルサイトに掲載し、周知していく。

<sup>24</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/20220329-mxt\\_kouhou02-1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/20220329-mxt_kouhou02-1.pdf)

<sup>25</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00001.html)

<sup>26</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1384661.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm)

<sup>27</sup> [https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/post\\_132.html](https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/post_132.html)

当該資料の使用にあたっては、同ホームページ内の「著作権のお約束」を確認の上、使用すること。

#### d.セキュリティポリシー・ガイドラインの改訂

児童生徒の成績、出欠席及びその理由、健康診断結果、指導要録、教員の個人情報などの学校が保有する情報資産は、学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定している。これらの情報は児童生徒がアクセスしない想定として分類<sup>28</sup>している。学校における各種情報を適切に運用するためにも、各学校に対して「セキュリティポリシー・ガイドライン」順守するよう指導していく。

また、クラウド上では児童生徒の出席管理や体調管理に関するものだけに管理職の承認を得た上で取り扱うことができるとして、これ以外の情報の取扱いについて制限を設け、個人情報の保護<sup>29</sup>を行っているが、教育データを積極的に活用するために「セキュリティポリシー・ガイドライン」の改訂を検討していく。

---

<sup>28</sup> 千葉県県立学校情報セキュリティ対策基準

<sup>29</sup> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、千葉県個人情報保護条例（平成5年条例第1号）

## 学校と家庭の学びをシームレスにつなげる

### a. ICT端末を活用した家庭学習の推進

ICT端末を自宅に持ち帰り家庭学習で活用することは、家庭学習の質を充実させるとともに、学校と家庭の学びをシームレスにつなげることが期待できることから、各学校において、家庭への端末の持ち帰りを積極的に推奨するよう、好事例を県教育委員会ホームページや県立学校共有ポータルサイトに掲載し、周知していく。

### b. 持ち帰り端末ガイドラインの明示

端末の持ち帰りを推奨する上では、端末を持ち帰る際に、ただ持ち帰らせるのではなく、ICT端末を活用した課題を予め準備しておくことや、自宅等に持ち帰った際のルール、健康面の配慮、トラブルが起きた時の対応方法等について、学校内での共通理解を図るとともに、事前に保護者等との間で確認しておくことが重要であることから、端末を持ち帰る際の留意事項等をまとめ、チェックリスト化した「持ち帰り端末ガイドライン」を策定し、各学校において活用が図れるよう周知していく。

なお、県立高等学校については、BYODによるICT端末のため、義務教育段階とは異なる扱いになることから、県立高等学校向けのガイドラインについても、今後、策定し、周知していく。

## (2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保

### 質の高い、より実践的な研修の実施

#### a. 「千葉県・千葉市教員等育成指標」に基づくICT指導力の向上のための研修の実施

「千葉県・千葉市教員等育成指標」では「教職に必要な素養」「学習指導に関する実践的指導力」「生徒指導に関する実践的指導力」「チーム学校を支える資質能力」に加え「特別な支援や配慮を必要とする子供への対応」「ICTや教育データの利活用」を学校教育における新たな課題として教員に必要な資質・能力と位置付け、6つの柱に整理していることから、令和5年度から実施される各種研修において、「学習指導及び生徒指導に関するICT活用指導力」、「ICTによる校務効率化」等の内容を加えた研修を実施していく。

#### b. 全教職員のICT活用指導力を向上させるための外部人材を活用した研修の実施

教員がICTを活用した教育活動を授業内容や児童生徒に応じて、あらゆる学習場面において自在に行えるよう、研修等の充実を図っていく。その際、令和3年1月、日本マイクロソフト株式会社と締結した連携協定を活用し、教職員向けのOffice365の活用支援、県立学校共有ポータルに掲載するコンテンツの充実を図っていく。

また、民間事業者や大学とも連携し、「千葉県・千葉市教員等育成指標」に基づくキャリアステージに応じたICT活用指導力を育成できるよう、市町村立学校を含め、教員支援につながる学習指導等に活用できるコンテンツの充実や、授業力向上のための研修を実施していく。

#### c. 教員の個別最適な学びを推進するための研修履歴システムの活用

eラーニング研修やオンライン研修は、教員の実質的な研修機会を増やすことにつながる。また、研修履歴システムは、学びの成果を振り返ったり、自らの成長を実感したりすることが可能になるだけでなく、これまで受けてきた研修履歴が可視化されることで、無意識のうちに蓄積されてきた自らの学びを客観視した上で、さらに伸ばしていきたい分野・領域や新たに能力開発をしたい分野・領域を見いだすことができ、主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成につながることを期待できることから、引き続き、研修履歴システムの運用を通して、教員が、主体的に研修を受講することができるように支援し、指導していく。

#### d.地域や学校のICT活用を推進するためのICT人材の育成

ICT活用に長けた教員による実際の授業動画を、教員がeラーニングシステム等通じて視聴し、研修に取り組める仕組みを構築し、県立学校及び市町村立学校の教員の研修体制の充実を図っていく。

また、地域や学校のICT推進のためには、学校教育の情報化を推進できる人材の配置が求められるが、独立行政法人教職員支援機構による「学校教育の情報化指導者養成研修」や、県総合教育センターによるICT推進リーダー養成のための研修に加え、ICTを推進する中核的な役割を担う人材を育成するための研修を新たに設け、実施していく。

#### e.教育事務所、県総合教育センター指導主事等による校内研修支援事業の実施

ICTの効果的な活用に向けた研修会が各自治体等で実施される中、人材確保ができないなどの課題があり、研修実施を見送らざるを得ない自治体があることから、地域間の教員のICT活用指導力の格差を広げないためにも、希望する地域、学校に対して、教育事務所、県総合教育センターの指導主事等によるICT活用に係る研修会を実施していく。

#### f.「一人一事例を創出」みんなで創る実践事例サイトの構築

本県のICT活用状況は全国に比べ低い水準にあることから、ICT活用を推進するための方策として、県内の全ての教員がICTを活用した取組を実施し、その取組を県総合教育センターのホームページに掲載していく。

本取組は、約39,000人の県内の県立学校、市町村立学校の教員を対象とし、管理職も含まれる。事例の質を問うことはせず、また匿名性を担保し、教員が参加しやすいように配慮する。

#### g.教科横断的な学びを推進するための研修の実施

AIやIoTなどの技術革新が、急速に進む中で、多様な課題解決に向けては、STEAM教育や教科等横断的な学習を推進していく必要があることから、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、特定の教科にとらわれない教科横断的、かつICTを効果的に活用した授業が実践されるよう、新たな研修の実施について検討していく。

## 学校の情報化のサポート

### a. 地域間格差解消のための教育委員会担当者向け情報交換プラットフォームの構築

市町村の置かれている社会経済的な状況により、情報教育やICT環境整備を専門とする部署を設置している自治体とそうでない自治体がある。専門的な部署を設置していない自治体の多くは、少ない人員で教育委員会を運営している状況にあり、ICTに特化した専門職を配置するといったことが難しく、今後、地域間の格差が広がることが懸念されることから、オンライン上やホームページ等の媒体を活用した市町村教育委員会担当者向けの情報発信を積極的に行っていく。特に意見交換を行うためのプラットフォームを開設し、“いつでも”“どこでも”自治体間で情報を共有できたり、相談できたりする体制を構築し、地域間の格差解消に努める。

### b. 市町村教育委員会ICT担当者連絡協議会の実施

市町村教育委員会ICT担当者がICT活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図った学習・指導方法について学ぶ機会を設けることを目的に、市町村教育委員会ICT担当者を対象とした研修会を実施していく。

また、参加者間による協議、意見交換等を通して、自治体担当者間の連携が促進されるよう支援していく。

### c. 端末の安定的運用のための支援体制の構築

令和4年度に国の補助金を活用し、県立学校及び県内の市町村教育委員会のICT活用の運用支援を行うGIGAスクール運営支援センターを開設した。

引き続き、県立学校のBYOD端末の使用に係るヘルプデスクの開設、指導力向上のための研修会の実施、市町村教育委員会に対するGIGAスクール推進に係る相談窓口の開設などにより、1人1台端末の安定的な運用に向けた支援体制構築について、検討していく。

### d. 県立学校を対象としたICTサポート人材の活用

ICTを活用した教育活動を充実させるため、県立学校に対して、ICTの技術や活用に知見を有する外部人材（情報通信技術支援員等）の配置を検討していく。

また、市町村教育委員会がICTサポート人材を確保しやすいようにするために、県教育委員会のホームページに人材派遣等を行っている事業者に関する情報を掲載するなどして、ICTサポート人材の配置に向けた取組を推進する。

#### e.教科研究員、授業づくりコーディネーターの活用

教員の専門性や指導力を向上させることを目的に、時代を担う教員に対し、市町村立学校では授業づくりコーディネーターとして、県立学校では教科研究員として研修を積ませてきているが、地域や学校のICT活用についても牽引することを期待し、研修成果等を県教育委員会のホームページ等で周知していく。

#### f.特別非常勤講師（プログラミング教育分野）の活用

学力向上総合プランの事業として、教員免許状を持たないが、各分野において優れた知識・技能をもつ人材を非常勤講師として、小学校、中学校及び義務教育学校へ配置し、各教科等の領域の一部及び小学校におけるクラブ活動において活用を図っており、令和元年度からは、新学習指導要領に対応した取組として、プログラミング教育における特別非常勤講師の派遣<sup>30</sup>を行っている。引き続き、自治体によってはIT人材が不足している自治体もあることから、学校のICT推進体制の構築のための一助として、引き続き、特別非常勤講師の配置について検討し、活用の成果等について周知していく。

#### g. IT系民間企業、大学、企業退職者等との連携

民間企業や、大学教員・大学生、企業退職者などの学校を支援する意欲と能力を持つ者など、様々な専門人材や、地域の力を学校の中に取り込めるよう、組織的に学校をサポートする体制を構築していく。

また、EdTech 事業者をはじめとした民間事業者の支援について検討し、民間事業者が保有する教育ツールやデジタル教材の活用や、研修の実施等を推進していく。

---

<sup>30</sup>令和2年度はのべ13名、令和3年度はのべ16名の人材が県内の小・中・義務教育学校においてプログラミング教育やICT機器の操作の指導をした。



### (3) ICT推進体制の整備と校務の改善

#### 千葉県・千葉県教育委員会による市町村等に対する広域的な支援

##### a.市町村教育委員会が管理・運用する1人1台端末の取扱いに関する助言

令和3年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」の「GIGAスクール構想年度更新タスクリスト」、「学校におけるICT環境の活用チェックリスト」及び「学校設置者・学校・保護者等との間で確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」で、1人1台端末の利活用方針が示されている。

これを受け、県教育委員会として広域的な市町村間の連携について検討していくとともに、これからの1人1台端末の運用についての在り方を検討していく。

##### b.人口増加・減少地域における端末の取扱いに関する助言

県北西部においては、人口増加に伴い新設校が開校されるなど、新たにICT端末を整備する必要性が生じている。一方、郡部においては人口減少に伴いGIGAスクール構想において整備された端末に余剰がでるなどの状況にある。

ICT端末の新たな整備に当たっては、これまでは公立学校情報機器整備費補助金の活用により補助金による整備が推進されてきたが、現在、ICT端末整備に係る補助金の交付が終了したため、地方財政措置等による整備が考えられる。端末整備に当たっては、財政当局と協議するなど、安定的に運用するための環境整備が求められることから、必要に応じて環境整備に係る助言を行うとともに、今後の在り方について検討していく。

一方、人口減少地域における余剰端末の扱いについては、端末が破損した際の代替端末として教育委員会の一括管理のもと学校に貸し出すなどして運用することが考えられる。また、各学校に予備端末として配備するなどして、児童生徒が家庭に端末を持ち帰り、忘れた際の貸し出し用端末にするなど、今後の端末の運用方法について予め検討しておくことが求められることから、必要な助言を行うとともに、今後の在り方を検討していく。

#### c. 県教育委員会及び市町村教育委員会による共同調達実施に向けた検討

県を中心とした I C T 機器の共同調達によるシステムの改修は各市町村教育委員会の導入コストの負担を軽減するとともに、市町村教育委員会において不足している人材や調達に関する技術的知見を補うことが可能になることから、今後の端末更新や文部科学省が進める統合型校務支援システムの実証事業等について、共同調達を一つの手段として検討していく。

特に、郡部の市町村教育委員会においては、教育委員会に I C T 担当職員がないといった自治体もあることから、共同調達を実施することで自治体の負担が軽減され、学校の I C T 活用がより一層進むことが期待できる。また、各自治体の I C T 環境を自治体間で共有することは、自治体間の連携が進み、地域の教育水準の向上も期待できる。

そこで、今後、市町村教育委員会に対するヒアリングを実施し、共同調達のための体制づくりについて検討していく。

#### d. 私立高等学校 I C T 環境整備事業の活用

県内の私立の小学校、中学校及び高等学校を設置する者に対する I C T 教育の充実を図ることを目的とした助成<sup>31</sup>について周知していく。

---

<sup>31</sup> 補助割合は、国の補助金である、情報機器整備費（国 1/2 補助）及び私立大学等研究設備整備費補助金（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費）（国 1/2 補助）と、県の追加補助（国補助額の 1/2）になっている。

## 次世代の学校現場を見据えた I T 技術・教育データの利活用

### a. 異校種間における教育データの連携及びデータ利活用の検討

教育の情報化や教育データの標準化の状況を踏まえて、児童生徒の学習履歴や教員の日々の学習や実践に資する教育データの利活用について検討していく。

また、個々の児童生徒の教育データを義務教育段階から高等学校段階までの各教育課程を通じて、蓄積・活用できるような個人認証方法や、校種間の円滑なデータ連携を目指すとともに、教育データの連携を行う際に留意すべき点や必要なシステムなどについて、実証地域による検証を進め、その成果を県内の各市町村教育委員会及び県立学校に対して周知し、教育データ利活用を推進していく。

### b. 「ちばっ子学びの未来デザインシート（C B T 調査）」の効果検証

令和2年度から実施している「ちばっ子学びの未来デザインシート（C B T 調査）」について、令和4年度調査<sup>32</sup>から、小学校3学年から中学校第2学年までの児童生徒を対象に、1人1台端末を活用したC B T方式による調査を実施していく。この調査では、これからの社会で求められる学力を想定した教科横断的な問題を出題するとともに、P B T調査ではこれまで測定することができなかった児童生徒のキーボード入力状況を把握するなど、児童生徒の情報活用能力の一部を把握していく。

C B T調査によるメリットは、結果返却までの時間が大幅に短縮できることや、調査に係る経費を抑えることができるなど、導入効果は大きい。C B T調査は学校のネットワークや地域インフラに依存するため、安定的な運用までには学校のI C T環境を事前に調査するなど、円滑に調査を実施するための準備が必要になることから、本格運用に向けて、令和4年度の不具合等の発生状況を把握、検証しながら進めていく。

<sup>32</sup> 一部、小学校第3・4学年の記述問題のみP B Tで実施

### c.MEXCBT 活用事例の収集・周知

「文部科学省CBTシステム（以下「MEXCBT」という）」は、令和3年12月から運用が始まり、令和4年7月時点で国や自治体等の公的機関等が作成した問題が約25,000問搭載されていることから、その活用を推進していくとともに、好事例を県教育委員会のホームページや県立学校共有ポータルサイトに掲載し、周知していく。

MEXCBTの活用は、これまでの教員が問題を作成して採点まで行う校務の支援につながり、収録されている問題を利用することで、自動採点も行われるため、問題作成にかかる時間や印刷、採点に係る時間が大幅に短縮されることが期待できる。

なお、既に県が作成した「ちばっ子チャレンジ100（小学校）」「ちばのやる気学習ガイド（中学校）」をMEXCBTに搭載している。今後、県が作成する各種問題についても、積極的にMEXCBTに搭載し、各学校の活用を推進していく。

### d.デジタル教科書活用事例、デジタル教育コンテンツ活用事例、教育データを活用した指導事例の収集・周知

国の動向を踏まえつつ、紙の教科書とデジタル教科書の役割分担を踏まえた効果的な活用について、デジタル教科書等を先行して取り組んでいる自治体や学校からの情報を積極的に収集し、好事例や期待される効果について周知していく。

また、教員が学習指導等においてデジタル教科書や各種デジタルコンテンツを扱う際には、著作権や肖像権、個人情報等に留意する必要があることから、児童生徒のみならず、教員の情報リテラシーも高めるため、教員の情報リテラシー向上のための研修会の実施や情報提供を行っていく。

## I C Tを活用した校務改善

### a. I C Tを活用した働き方改革（校務の効率化）の推進

平成 30 年 9 月に策定された「学校における働き方改革推進プラン<sup>33</sup>」に基づく取組を計画的に進めていく。特に、県教育委員会が実施する調査、照会業務に I C Tを活用し、教員や学校の負担軽減を図るとともに、県教育委員会に対して行われる申請、届出等の押印の廃止を進めるなど、校務の効率化のため、I C Tの積極的な活用を推進していく。

また、文部科学省が令和 2 年 2 月に公表した「学校における働き方改革～取組事例集～<sup>34</sup>」の「I C Tを活用した校務の効率化」やドキュメンタリー映像を周知するなど、県内の全ての公立学校に対して、本事例集を活用した取組を強く推奨していく。

### b. 学校におけるクラウド活用をした業務改善の推進

教職員の負担軽減の観点から、1 人の担当職員が作成した案を、他の担当職員へ起案・供覧して行っている文書を、グループウェア内で複数の担当者が共同編集して作成することで、資料作成の効率化を図るなど、クラウドサービスの積極的な活用<sup>35</sup>について検討していく。

また、県立学校に対して、保護者との連絡手段もグループウェアを活用することを推進し、クラウドサービスを積極的に活用するように周知していく。

### c. 業務調査等のクラウド化の検討

国や教育委員会からの調査については、各学校が文書又は電子ファイルで回答することが一般的であることから、回答文書作成の時間削減を図るために、調査内容や回答形式を見直し、原則として、県教育委員会が行う調査については、クラウドサービスを活用した電子フォーム等による調査へ移行することを検討していく。

### d. 県教育委員会通知文書を学習ポータルサイトへ掲載

県立学校の教員が使っている校務配付パソコンは、県の全庁ポータルサイトへ接続できないことから、県の文書システムで施行された文書については、管理職が印刷して教員に周知しなければならない、校務の情報化が進んでいない。

県教育委員会から県立学校の教職員に広く周知する必要がある通知については、紙資源を節約し、管理職等の働き方改革の推進のため、千葉県学校教育ネットワークの学習ポータルサイトに掲載していく。

<sup>33</sup> <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/kanri/hatarakikatakaikaku.html>

<sup>34</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/hatarakikata/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00001.html)

<sup>35</sup> 実施方法等は千葉県学校教育ネットワークの学習ポータルサイトに掲載している。

#### e. 県立特別支援学校統合型校務支援システムの検討

県立特別支援学校における校務の負担軽減を図るため、統合型校務支援システムの導入を検討していく。具体的には、現在の学籍系・保健系が分かれた校務支援システムを統合する校務支援システムを導入することによって、データ連携による業務時間の短縮や、学校によって異なる個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式が統一できるよう、統合型校務支援システムの導入に向けた検討をしていく。

#### f. 学校健康診断情報の P H R への活用に向けた学校保健に係る校務支援システム導入の検討

文部科学省が令和3年度から実施している学校健康診断情報の P H R への活用に関する調査研究事業を踏まえ、県立学校においては、学校健康診断情報の電子化に向けたシステム整備や、P H R への活用について国の動向を踏まえ、検討していく。

#### g. 入学者選抜に係る電子出願の検討

平成30年に策定された「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針<sup>36</sup>」において、自治体の行政手続きのオンライン化を進めることが求められていることから、実証校での検証を行い、全ての県立中学校及び県立高等学校の出願について、オンラインで出願ができる体制構築に向けた検討を進めていく。

#### h. I C T 活用推進のための統括責任者（教育 C I O、学校 C I O）の設置

学校の I C T 化のビジョンを構築し、教育の情報化を推進するために、教育行政、学校いずれにおいても管理職のリーダーシップが欠かせないことから、管理職が C I O の役割、機能等を踏まえた上で責任をもって取り組むため、「教育 C I O」を教育委員会に配置することを検討していく。併せて、学校において実際に統括的な責任をもって学校の I C T 活用を推進するための「学校 C I O」の配置を検討していく。

<sup>36</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000696376.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000696376.pdf)

## (4) ICTを活用するための環境の整備

### 県立学校のICT環境を安定的に運用

#### a. 県立学校におけるBYOD等による1人1台端末環境の整備

全ての県立高等学校において、小・中学校での1人1台端末環境下の学習を継続するため、BYODによる1人1台端末を活用した学びが充実するよう指導していく。

また、県立高等学校に対して、生徒が所有するタブレット端末や県が整備した端末をより効果的に活用するため、指導の指針を作成し、周知していく。

#### b. 県立学校の校務系・学習系ネットワークの充実に向けた検討

文部科学省が令和4年3月に改訂した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月）」において、これまでの「ネットワーク分離による対策」に加え、「アクセス制御による対策」が追記され、教育情報ネットワークの目指すべき姿として「ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制御を前提とした構成」が示されたことから、千葉県学校情報ネットワーク（ICE-Net）は、校務系・学習系を論理的にネットワーク分離した構成での運用を見直し、両ネットワークの統合、アクセス制御によるセキュリティ対策（いわゆる「ゼロトラスト」）を講じたネットワークへの移行について検討していく。

#### c. 教育データを保存するサーバのクラウド化の検討

GIGAスクール構想による1人1台端末環境は、クラウドサービスの利用を前提としていることから、外部クラウドサービスを活用するため、県教育委員会が付与している県立学校の全ての生徒、職員に1人1アカウントを活用し、学習活動の充実を図っている。

また、これまでICE-Netでは、独自にデータセンターを構築し、ネットワーク接続に係るシステムや統合型校務支援システム等をオンプレミス型環境で運用してきたが、これらをクラウド化することについて検討していく。

d.授業目的公衆送信補償金制度<sup>37</sup>に関することを明示

著作物の授業での利用に当たっては、著作権法第35条の規定により一定の条件の範囲で著作権者の許諾を得ずに行えることとなっている。平成30年の著作権法の改正で、ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、これまで認められていた遠隔合同授業以外の授業目的公衆送信についても補償金を支払うことを条件に、無許諾で行うことが可能となったことを周知していく。

具体的には、学校設置者（各教育委員会）が補償金を支払い、授業で予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信したり、サーバにアップロードしたりすることなど、ICTの活用により授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、個別に著作権者等の許諾を得ることなく行うことができることを効果的に活用していく。

---

<sup>37</sup> <https://sartras.or.jp/seido/>



## 2 計画の推進

- ・ 県教育庁教育振興部学習指導課に設置した、I C T教育関連施策を一体的に推進する「I C T教育推進室」を中心に、本計画に基づく施策の進捗管理を行う。
- ・ 重点目標（K G I）及び指標（K P I）については、各種調査結果の公表後、評価に着手し、次年度の施策や予算等へ反映できるよう評価結果を公表する。なお、技術革新のスピードが速いI C T分野の特性を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。